

文部時報

第1151号

昭和48年4月

□ 特集 昭和48年度文教行政の展望 □

昭和48年度文教施策の展望	井内慶次郎	2
教育計画と教育改革の推進	篠澤 公平	9
初等中等教育の充実	松浦泰次郎	14
高等教育の整備充実	安養寺重夫	24
学術研究の振興	笠木 三郎	33
社会教育の振興	沢田 徹	39
体育・スポーツの振興	石川 智亮	45
私学の振興	宮地 貫一	52
文教施設整備計画	菅野 誠	58
ユネスコ活動の振興	廣長敬太郎	64
文化の振興	文化庁	70

〔文部省の窓〕

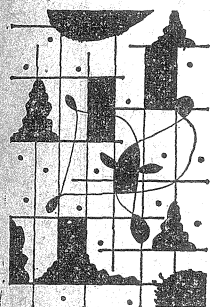
高等学校生徒指導要録の改訂	初等中等教育局高等学校教育課	82
高等教育の拡充整備について	大学学術局高等教育計画課	84

〔連載第10回〕

人物を中心とした文化郷土史	一鳥取果	徳永 職男	86
---------------	------	-------	----

表紙 服部 益躬

カット 須貝夫早子



文化庁

文化庁の昭和四十八年度の予算総額は、百四十五億五千六百三十万円で、前年度に比較して三十一億一千八十八万円（二七・二％）の増である。

文化庁は、本年六月で設置滿五周年を迎えることになるが、文化庁発足時の昭和四十三年度の予算は、わずかに五十億五千四百万円であったのが、昭和四十七年度予算で、はじめて百億円の大台に乗り、百十四億四千五百四十二万円となつて四年間で倍増し、五年目を迎へて約三倍の予算となつたわけである。

この文化予算が、わが国の一般会計総予算十四兆二千八百四十億

の振興に努めてきたが、本年度はさらに一層の促進をはかることに、文化会館の建設促進のための補助金的大幅増額を図るとともに、あらたに市村町の設置する文化会館の事業に対し助成を行なうこととした。また従来から実施していた青少年芸術劇場および移動芸術祭の充実をはかり、地方在住の青少年、一般成人に芸術鑑賞の機会をより多く提供することとした。また芸術文化の向上は、芸術家および芸術関係団体の活動にまづところが大きいので、芸術家の在外研修の増員をはかるとともに、団体補助の大幅増額をはかった。

文化財保護の充実については、近年国土開発が急速かつ大規模化し、道路建設、宅地造成などによって埋蔵文化財の破壊が増えていること、また法による規制のみでは史跡を民有地のままで保存することが困難になってきていること等の現状から、これらの事態に対処するため、地方公共団体に対する史跡地等の買上げ補助について補助率を大幅に引き上げ、公有化の一層の促進を図るとともに、埋蔵文化財包蔵地の緊急発掘調査費の増額をはかった。また自然環境の悪化が動植物の生息、生育に大きな影響を及ぼしているの
で、天然記念物の保護対策の強化をはかることとした。また国宝、重要文化財の国有化を促進するための買上げ費の増額をはかるとともに、その保存修理、防災施設設置等を行なう保存整備費の充実をはかることとした。

国際文化交流の推進については、アジア・アフリカ諸国への教育協力について、従来の理科、農業教育および視聴覚教育の指導者派遣を継続するとともに新たに工業教育の専門家を派遣する。また教

七千三百万円に占める割合は、千分の一に、また一般会計文教予算一兆四千二百億五千三百万円に占める割合は百分の一に相当することになり、文化予算はまだ極めて微々たるものといわざるを得ない。しかし、文化に對しての一般の関心が高まってきたのは、わが国では、ここ数年のことで、この五年間で文化予算が急速に延びたことは注目されてよい。これは戦後四分の一世紀の間、わが国經濟の急速な發展と所得水準の上昇に伴い、國民生活が向上して人間性の回復が強調され、さらに自由時間の増大に伴い、生きがいを求めようとする欲求が國民の意識に高まってきたことにほかならない。

さて、昭和四十八年度の文化予算については、これを芸術文化の振興、文化財保護の充実、國際文化交流の推進の三つに分けることができるが、それぞれについて特色を述べる。

まず芸術文化の振興については、文化庁発足以来、地方芸術文化

育・学術・文化に関する国際交流が活発化しつつある現状にかんがみ、教育文化担当の海外駐在員一名の増員をはかった。また海外勤務者子女教育の振興を図るため、日本人学校の教材等を計画的に整備するとともに、海外子女に対する通信教育の充実をはかった。また今日の国際化時代に対処して、教育・学術・文化の国際交流の充実をはかるため、文部省の機構改革を本年度行なうこととなり、新たに学術国際局が新設される予定であるが、これにより文化庁の国際文化課は学術国際局に統合されることになっている。

以下、各分野の予算の概要について述べることにする。

(長官官房庶務課長 土生武則)

○ 芸術文化の振興

昭和四十八年度の芸術文化関係予算は、本庁人件費を除き、二十九億一千九百九十五万円となっている。最近数年間の芸術文化関係予算の伸び率はかなり高く、四十八年度も八億五千八百二十一万円増で、伸び率四二％となっている。なかでも本庁文化部の芸術文化事業費の伸びは著しく、前年度十億九千三百四十四万円が十七億四千四十五万円となり、六億五千五百一万円増で六〇％の伸びとなっている。このように、最近における芸術文化関係予算の伸長が顕著であるのは、経済の成長に伴う国民所得の増大、生活水準の向上、余暇時間の増加などを背景にして芸術文化に対する関心と理解が高まりつつあるためと考えられる。以下主な事項について説明する。

一 地方芸術文化の振興

地方においては、大都市に比べて、芸術鑑賞の機会に乏しく、芸術文化活動のための諸条件の整備などの点においてもかなり立ち遅れている。文化庁ではこのような格差を解消して全国的な芸術文化享受の機会均等を図るとともに、地域ごとの特色ある文化の豊かな発展をめざして、発足以来地方芸術文化の振興に努めているが、四十八年度はとくにこの点に重点をおいて次のような施策を講ずることとしている。

(1) 地方文化施設整備の促進

芸術文化活動の発表の場ともなり、舞台芸術鑑賞の場ともなり、また文化的行事開催の場ともなる、音楽堂、劇場、展示場等の機能をもつ文化施設が都市ごとに必要なことはいうまでもない。文化庁では、さしあたり人口一〇万以上の都市および広域市町村圏の中心都市で未設置の都市における文化施設の整備を促進することとし、文化施設整備費補助を行なっているが、四十八年度は一館当たり一千五百万円の補助金を三千万円と大幅に増額するとともに、補助対象館数も一五館から二〇館に増加することとし、六億円（前年度二億二千五百万円）を計上した。

(2) 地方芸術文化活動費補助

ア 都道府県文化活動費補助

都道府県が主催する芸術文化行事を促進することによって地方における芸術文化の振興に資するため、都道府県が行なう音楽、演

劇、舞踊、美術、文芸等の行事に要する経費について四十三年度から補助金を交付しているが、四十八年度は六百万円（六県分）増の三千六百万円（三六県分）を計上した。

イ 地方文化施設自主事業促進費補助

地方都市が設置している文化施設が地方文化振興のうえに有効に機能するよう、文化施設が音楽、演劇、舞踊、美術、文芸等の文化事業を積極的に開催することを促進するため、四十八年度から新たにそれらの行事に要する経費について補助することとし、七〇施設分（一施設当たり五十万円）の三千五百万円を計上した。

(3) 地方巡回名作美術展

地方在住者にわが国近代のすぐれた美術作品を鑑賞する機会を提供することによって美術の普及に資するために従来から実施しているもので、前年度とほぼ同額の百五十万円を計上し、近代日本の版画展を数か所で開催する。

(4) 現代美術選抜展

現代美術の動向を広く紹介するために日展、院展等の美術展における受賞作品を地方数か所に巡回する現代美術選抜展と各都道府県で開催される県展から優秀な作品を選抜して東京で展示する県展選抜展については前年度とほぼ同額の七百四十五万円を計上している。

二 移動芸術祭および青少年芸術劇場の拡充

(1) 移動芸術祭

平素芸術鑑賞の機会に恵まれない地方在住の人々に、古典および

現代のすぐれた舞台芸術を容易に鑑賞する機会を提供することを目的として四十六年度から発足した移動芸術祭は、四十八年度においては、(1)前年度と同規模の秋季公演を実施するほか、新たに、(2)春季に四〇道府県において計四〇回の巡回公演を実施するとともに、(3)沖縄において春秋各一回の公演を行なうこととし、四千六百八十七万円増の一億七千五百二十三万円を計上した。

(2) 青少年芸術劇場

青少年芸術劇場は、一四歳から一九歳までの中学校、高等学校の生徒や、勤労青少年に対し、すぐれた生の舞台芸術を入場無料で提供、鑑賞させることにより、芸術を愛好する心情を育て、美的情操を養い、もってその健全な成長に資することを目的として四十二年度から実施しているものである。四十八年度は実施種目を、新たに歌舞伎を加えて、七種目とし、公演日数も二五回増加して一二五回とすることとし、四千三百三十五万円増の一億五千三百五十二万円を計上している。

三 芸術文化関係団体補助の拡充

芸術文化の向上普及は、芸術文化関係団体の活動に負うところが極めて大きい。これらの団体の多くは、資金不足で十分な活動がでない実情にある。このため、従来から、芸術創作活動、地方芸術文化の振興、青少年等への芸術普及、芸術文化資料の整備、国際芸術文化交流等を行なう団体のうち実績を有するものの行なう有意義な事業に対して補助しているが、四十八年度は、(1)新たに東京に

所在するオーケストラの事業を補助するとともに、(2)時代の要請にに応じて芸術文化の国際交流事業に対する補助をとくに増加するなどを中心補助を拡充することとし、一億円増の四億五千五百万円を計上している。

四 芸術家在外研修員の増員

(1) 芸術家在外研修員

美術、音楽、舞踊、演劇、映画等の各分野から将来性に富む新進の芸術家を選んで海外に一年間派遣し、希望するテーマで実地に研修させ、有為な人材の育成に資するもので、四十二年度から実施し、四十七年度までに三八人を派遣している。四十八年度は派遣人員を八人増員して二〇人とする。

(2) 芸術文化指導者派遣

四十八年度から新たに実施する制度で、芸術諸分野、芸術文化行政等の各分野の指導的立場にある者を短期間（三か月）海外に派遣し、外国の芸術文化について調査研究させるもの。五人分が計上された。

五 芸術祭および芸術選奨の実施

毎年秋に実施している国の芸術祭は四十八年度で二八回目を迎えるが、四十八年度は前年度とほぼ同額の三千八百万円を計上している。芸術各分野において年間にすぐれた業績をあげた者およびすぐ

れた新人を選んでその芸術活動を奨励する芸術選奨も前年度と同額の三百二十万円を計上している。

六 優秀映画の促進

四十七年度に引き続き、優秀映画製作促進のための奨励金一億円（一本一、〇〇〇万円、一〇本分）を計上したほか、優秀映画の製作および鑑賞の促進の方策について引き続き調査研究するため、調査会の開催および諸外国の映画事情調査を行なうこととしている。

七 第二国立劇場調査の推進

オペラ、バレエ、オーケストラ、新劇などの現代芸能のための第二国立劇場の設置についてはかねて、関係方面から強い要望があり、四十六年度に調査費が計上され、以来有識者から意見を徴するとともに、諸外国の劇場について実地に調査を行なうなどの調査検討が進められてきたところであるが、いっそう具体的な検討を行なうため、四十七年十二月「第二国立劇場設立準備協議会」（委員二十九名）を発足させ、さらにその中に事業専門委員会（委員三五名）および同委員会の音楽、舞踊、演劇の各部会（部会員計八五名）を設けて、第二国立劇場の目的、性格、事業等についての基本構想について慎重な検討を続けている。四十八年度は引き続き協議会において調査検討を行なうほか、諸外国の劇場調査を行なうための経費として六百九万円を計上している。

八 芸術文化専門調査会の設置

文化庁では従来から芸術文化各分野の振興のための諸施策を積極的に推進しているがなお十分とはいえない。そこで四十八年度においては、新たに芸術各分野の有識者からなる専門調査会を設け、専門的立場から、(ア)大衆芸能保存振興対策調査、(イ)美術振興対策調査、(ウ)音楽・舞踊・演劇・文芸振興対策調査を行なうこととし、二百五十八万円を新たに計上した。

九 外国人に対する日本語教育

従来から行なってきた日本語教育モデル教材の作成、日本語教員に対する日本語教育研修会等を継続実施するほか、四十八年度は新たに視聴覚教材の国内フィルムライブラリーへの供与、研究開発を主とする国内の日本語教育振興の体制と方法を調査研究する日本語教育推進対策調査、日本語教育の教育内容・方法の研究を国内の教育機関へ委託するための日本語教育研究開発の促進の各事業を行なうこととし、計二千三百七十八万円を計上した。

十 国語教育の振興

国民の言語生活の向上を図るとともに、国語の改善策を普及し、各方面における国語の教育を振興するため、従来から国語シリーズ

の刊行、国語問題に関する研究集会の開催等を行なってきたが、四十八年度は、以上のほか新たに、国語に関する普及資料を作成・配布するとともに、当用漢字音訓表および送りがなのつけ方に関する内閣告示・訓令の改正に基づく公用文作成の手びきを刊行することとし計一千四万円を計上している。

十一 東アジア著作権セミナーの開催

アジア地域諸国では、著作権意識が極めて低く、国際著作権条約に加盟している数も少ない現状にかんがみ、本年秋、中国、韓国、クメールなど東アジア一・二か国の関係職員各一名を東京に招いて八日間に行なう東アジア著作権セミナーを開催し、これら諸国における著作権思想の普及徹底と国際著作権条約への加入促進を図ることとし、新たに九百二十万円を計上した。

十二 不活動宗教法人の実態調査

活動不明の宗教法人を放置することは、正常な宗教活動の振興の障害となるばかりでなく、誤解を生み、信用を失うことにもなりかねないので、これらの宗教法人の指導の方策に資するため、四十七年度以降四か年計画で実態を調査することとしているが、四十八年度は、二、四〇〇法人に対して各都道府県の宗教法人の担当職員による実地調査を行なうこととし、二百八万円を計上した。

十三 国立美術館等の整備充実

東京国立近代美術館は、美術作品購入費を七千五百万円増の一億円、特別展「近代日本美術におけるパリと日本」開催費三千九百三万円、フィルムセンター映画購入費一千百二十三万円（四百三十五万円増）等を計上した。

京都国立近代美術館は、美術作品購入費を五百万円増の三千万円、特別展「アメリカの日本作家展」開催費二千六百二十三万円等を計上したほか、建物の移転新築のための基本設計料等一千四百一十万円を計上した。

国立西洋美術館は、美術作品購入費八千万円、特別展「ルネッサンスの素描と彫刻展」開催費三千四百六十八万円を計上した。

国立国語研究所は、言語計量研究部門を充実するための定員一名増、電子計算機の新型への機種変更等を行なうこととし、研究所の運営に必要な経費として、二億四千二百三十二万円を計上している。また、四十七年度から二年計画で研究棟新営工事を行なっており、四十八年度は、官庁営繕費に一億七千七百七十四万円を計上している。

十四 文化テレビ放送の拡充

国立博物館、美術館の収蔵品、特別展等の陳列品および国立劇場上演の芸能等をテレビを通じて紹介、解説する文化テレビ放送は、

昭和四十七年度関東および関西地区の二局で実施したが非常に好評を博したので、昭和四十八年度は全国一七局で放送することとし、三千八百四十九万円増の六千九百八十六万円を計上した。

(文化庁文化普及課長 塩津有彦)

○ 文化財保護の充実

昭和四十八年度の国の文化財保護関係予算は、人件費を除き約百一億五千三百万円、前年度に比し約二十億八千四百万円の増(二六%増)となっている。以下、その主な事項について説明する。

一 国宝・重要文化財の保存整備

国宝、重要文化財の修理事業については、建造物関係では十二億五千五百九十四万円(前年度九億三千二百九十一万円)、美術工芸品関係では七千八百七十一万円(前年度六千九百七十八万円)の補助金を計上した。

また、国有の指定建造物で国が直接修理を行なうものとしては、北海道大学農学部第二農場(九百九万円)と旧近衛師団司令部庁舎(六千八百八十九万円)の二件の工事費を計上した。後者の建物は東京都内北の丸公園に所在し、戦後長くその取り扱いが問題となっていたが、昨年、現在地にそのまま保存する方針が決定し、重要文化財に指定したので、四十七年度補正予算をもって保存整備工事に着

手していたものである。工事終了後は東京国立近代美術館の分室として利用される計画である。

国宝、重要文化財の防災事業については、建造物関係では、自動火災報知機、消火栓、避雷針設置等の一般防災のほか、火除地の設置などの環境保全、民家の緊急調査および買上げ、噴火緊急対策(緊急調査および緊急防除)などを実施する経費として四億七千五百八十七万円(前年度四億三千七百二十二万円)の補助金を計上した。美術工芸品関係では、一般防災と保存庫の設置に八千三百九十四万円(前年度七千六百三十一万円)の補助金を計上した。

国宝、重要文化財の収蔵庫建設費補助としては、八千二百一十一万円(前年度七千五百二十万円)を計上した。

以上のほか、国宝重要文化財総合防災緊急調査(二年計画の第二年次)、古文書等緊急調査、法隆寺文化財管理、文化財建造物保存技術者養成に要する経費を、前年度に引き続き計上した。

これらの合計は二十億八千五百三十五万円(前年度十六億五千八百九十万円)である。

二 国宝・重要文化財等の買上げ

国宝、重要文化財の散逸、損壊、海外流出等を防止し、国が積極的にその保存、活用を図るため、国宝重要文化財買上げ費六億五千万円(前年度五億四千万円)を計上した。また、無形文化財資料の購入に要する経費三百五十九万円を計上した。以上のほか、四十八年度には新たに国立歴史民俗博物館(後記)の資料購入費四千万円を計上

している。

三 史跡名勝天然記念物の保存整備

最近の各種の国土開発事業等の急速な進展に伴い、史跡等の保護の問題が全国各地で発生し、これの解決が重要な課題となっている。これに対処するため史跡等の土地買上げ費に対する補助金を三十億円(前年度二十億円)計上するとともに、補助事業者である地方公共団体の財政状況等を勘案して、従来原則として五割で実施していた補助率を一律に八割に引き上げることとし、史跡公有化の事業を強化した。この史跡公有化の趣旨は、現在史跡に指定されている物件約九三〇件、指定総面積約一三、〇〇〇ヘクタールのうちその約三分の一にあたる約四、〇〇〇ヘクタールが民有地であるが、これらの民有地は、急激な開発のために、法による規制のみでは史跡を民有地のままで保存することがきわめて困難になってきているので、公有化によりその保護を図ろうとするものである。公有化の全体計画としては、指定された民有地のうちさしあたり緊急を要するもの八四三ヘクタールを四十五年度から十年計画で買上げることとしている。

次に、史跡等の修理事業および整地、芝張り、植樹等の環境整備事業については、四億四千九百万円(前年度三億四千八十一万円)の補助金を計上した。また、国有の史跡江戸城外堀跡の修理については、工事費一千八百五十一万円を計上している。

また、史跡等の防災事業および囲柵、標柱、説明板等の保存施設

事業については、二千四百二十二万円の補助金を計上した。

数多くの史跡のうちでも飛鳥・藤原宮跡や平城宮跡はわが国の歴史上その意義が特に重要なものであるので、その保護のためにも毎年重点的に予算を計上している。

まず平城宮跡については、前年度に引き続き国費による東院地域の土地の買上げ費五億九百四十三万円(前年度五億七百二十六万円)、発掘調査費一億一千九百八十五万円(前年度九千九百五十一万円)、整備管理費九千九百八十九万円(前年度八千五百六十三万円)等総額八億三千三百九十八万円(前年度七億一千六百四十三万円)を計上した。

飛鳥・藤原宮跡については、藤原宮跡、川原寺跡の土地の国費による買上げ費二億八千七百七十八万円(前年度二億一千二百九十一万円)、重要遺跡の発掘調査費九千七百七十八万円(前年度六千五百三十三万円)、飛鳥寺跡の環境整備費三千六百六十一万円(前年度同額)、高松塚古墳の保存施設設置費二千九百三十三万円、飛鳥資料館建設および運営費一億四千九百一十一万円(前年度二億五千七百七十七万円)等総額六億二千四百九十九万円(前年度五億八千三百八十一万円)を計上した。このうち飛鳥資料館は、広く国民一般に飛鳥地域の歴史を理解させるための展示施設で、四十六年度から建設に着手したもので、四十八年度内には開館の運びとなる予定である。

以上の史跡関係のほか、動植物等の天然記念物も、開発等による生育環境の変化の結果その保存が憂慮されている現状であるので、その保護増殖のための補助金を前年度に比べて約三倍に増額し、七千三十五万円を計上した。

四 埋蔵文化財の保護

史跡とともに国土開発の進展に伴って問題となるのが、埋蔵文化財包蔵地の保存についてである。

そこでまず、急速かつ大規模な最近の国土開発に対処して埋蔵文化財の保護を図るため、埋蔵文化財包蔵地の緊急発掘調査費、全国遺跡分布調査費二億円（前年度一億二千七百十八万円）の補助金を計上した。

次に、発掘調査による出土品の収蔵庫については、その建設費として一千四百三十五万円の補助金を計上した。

第三に、埋蔵文化財包蔵地の周知の徹底を図るため、四十六年度から実施している全国遺跡分布調査を基礎として、四十八年度から各県別に全国遺跡分布地図を作成することとし、七百八十九万円を計上した。

第四に、埋蔵文化財の緊急調査が飛躍的に増加している実態にかんがみ、緊急発掘調査に対する指導体制を強化充実する必要があると考えられるので、このための調査費百八万円を計上した。

五 民俗資料の保存整備

重要民俗資料の修理事業については、八百七十五万円、重要民俗資料の保存施設の設置については、一千七百万円、民俗資料の緊急調査については、一千六百六十五万円の補助金をそれぞれ計上し

た。

六 無形文化財の保存活用

重要無形文化財の保持者（いわゆる人間国宝）に支給する特別助成金を四千二百万円（保持者一人当たり六十万円）計上した。また、無形文化財の伝承者養成、公開等に要する補助金としては、新たに沖縄の組踊の伝承者養成事業に対する補助と国が重要無形文化財に指定したもの以外の各地の伝統工芸、芸能の調査、記録作成、映画作成事業に対する補助を行なうことを含めて六千九百八十七万円（前年度六千二百七十七万円）を計上した。

なお、文楽、歌舞伎等の伝統芸能の公開、伝承者養成等の諸事業を行なっている特殊法人国立劇場については、その一般管理費および伝承者養成事業費の全額七億九千九百二十五万円（前年度七億五百五十二万円）を補助することとしている。

七 国立歴史民俗博物館および地方歴史民俗資料館の建設

国立歴史民俗博物館（仮称）は、わが国の政治、経済、社会、文化などの各分野の歴史資料と衣食住、生業、信仰などに関する民俗資料を収集、保管、展示して、ひろく国民一般に対し、わが国の歴史と民俗についての知識と理解を深めることを目的としている。

同博物館の設立準備は四十二年度から進められており、建設予定地は千葉県佐倉市佐倉城跡に内定している。四十八年度には、前年

度に引き続き、同博物館の基本計画を策定するほか、博物館資料の調査、購入、製作等の諸事業を実施し、具体的な建設の準備を進めることとして、八千四百十万円（前年度三千七百九十三万円）の準備費を計上した。

また、各地の歴史資料、民俗資料や発掘調査による出土品の散逸を防ぎ、これらの資料を収集、展示して、郷土の歴史と文化財に対する知識と理解を深めることを目的とする地方歴史民俗資料館の設置については、県立二館、市町村立二一館（前年度一五館）の建設費補助金一億一千七百万円を計上した。

八 国立博物館、国立文化財研究所の整備充実

国立博物館については、各館とも特別展（東京Ⅱ日本染織美術展、京都Ⅱ浄土教絵画展、奈良Ⅱ経塚遺宝展）を充実した。奈良国立博物館の特別展は昨年完成した新陳列館の開館記念展を兼ねるものである。また、陳列品購入費を強化し、三館を合計して一億八千四百万円（前年度一億四千五百万円）を計上した。

国立文化財研究所については、文化財保護行政の多様な進展に対応してその重要性が年々増大しているのを、その拡充強化に努力した。すなわち、東京国立文化財研究所については、保存科学部に所属している修理技術研究室を分離独立させ、これを拡充強化して修復技術部を設けることとした。また、奈良国立文化財研究所については、平城宮跡発掘調査部に所属している飛鳥藤原宮跡発掘調査室を分離独立させ、これを拡充強化して飛鳥藤原宮跡発掘調査部を新

設することとした。

九 集落町並みの調査

現在の文化財保護行政は、歴史的風致を有する集落町並みにまでは及んでいない。しかし、これらの集落町並みも地域生活の変化に伴い、漸次消滅するおそれがあるので、四十七年度から集落町並みの実態を調査し、その保存対策についての検討の資料を得ることとしている。四十八年度には前年度に引き続き予備調査を行なうほか、実地調査（三か所）を行なうこととし、二百八十五万円を計上している。

（文化財保護部管理課長 宮野禮一）

○ 国際文化交流の推進

文部省関係の教育・学術・文化の国際交流事業は、昭和四十八年度で約六十億円とみこまれその内容の主なもの、①留学生教育の拡充約十六億円、②教員・研究者交流の促進約三十七億円、③A・A諸国への教育協力約三億円、④芸術文化交流の促進約三億円、⑤その他約一億円（国連国際大学の調査、日本語教育の振興、海外勤務者子女教育の振興等）となっており、前年度比七三％増である。このほかに、南極地域観測など国際学術協力事業や大学・研究所関係の特別会計事業などがあるが、このような事業をふくめて教育・

学術・文化交流は、逐平急激な拡大を示しているため、文部省に学術国際局を設置し、現在大学学術局に属する学術課、国際学術課、研究助成課、情報図書館課、留学生課、文化庁国際文化課、日本ユネスコ国内委員会事務局の所掌する事務の統合整理を行なうための法案が今国会に提出されている。

ところで現段階において、右のような国際交流事務は、それぞれ関係各部署が分掌しており、それぞれの部署において事業の展覧が行なわれているはずであるから、ここでは、教育・学術・文化交流の企画を所掌し、文部省所掌の教育・学術・文化交流の実質的な窓口としての役割を果たしている文化庁長官官房国際文化課が取り扱っている業務を中心に説明することにする。

一 人物・情報交流

国際文化課の所掌事務中量的に最大のウェイトを占めるものは、人物の招致派遣と海外文化人等に対する便宜供与である。訪日者は、それぞれ個々具体的な訪日目的をもっているもので、その目的に沿って訪問先をあっせんし、受け入れを交渉し、滞在日程を作り、場合によっては、資料を収集、提供したり、通訳、翻訳、案内等までしてあげなければならない。ノーベル賞級学者等文化人七名の招致、三十数名に上るわが国大学等の学者・教員のフランス、ドイツ、ソ連への派遣等（以上三千二百五十六万一千円）、百数十名に上るAFFS国際交流事業への参加、ハワイ・イースト・ウエストセンターへの教員派遣（以上一千二百四十三万五千円）、日米学生会議開催

費補助、財団法人日仏協会・日独協会・日仏協会に対する交流事業費補助（以上一千百九十六万六千円）、アジア・アフリカ諸国からの教育指導者招致（四百十五万九千円）等予算に計上されている事業のほか、年間千数百件にのぼる便宜供与を行なっている。これらの予算に明示されていない世話事務は、今後ますます増加の一途をたどると思われる。

二 アジア・アフリカ諸国への教育協力

前掲教育指導者招致は、アジア各国の文部省次官・局長等教育政策立案の衝にある指導的行政官五名を招致して、わが国教育行政責任者との懇談、教育施設等の視察調査の機会を供与するもので、昭和四十一年度以来継続実施している。

さらに、開発途上国において理科教育、職業教育視聴覚教育にたずさわる中等教員の養成・研修に必要な教育専門家八名を現地に派遣するとともに、これらの教育に必要な器材を供与する事業を実施するため、総額四千五百七十五万四千円を計上している。

以上のほか、海外技術協力事業団の行なっている技術協力専門家の派遣あっせん事務や海外からの研修生の受け入れあっせん事務も拡大の一途をたどっている。

三 海外勤務者子女教育の推進

海外に活躍する邦人勤務者の子弟の教育は、年とともに重要性を

増しつつあり、従来から外務省と協力して実施してきた日本人学校に対する教員の派遣、教科書、指導書、VTR機器を含む教材の送付等の事業を拡大したほか、財団法人海外子女教育振興財団が実施する日本人学校の所在しない地域に在留する子女のための通信教育について従来の小学校国語、算数二教科のほか、昭和四十八年度より理科、社会を加えて実施することとし、このため総額八千三十七万七千円を計上した。

この中には、帰国した子女に対する受け入れ体制を整備するための費用約八百万円がふくまれており、従来の小中学校の特別学級九学級、研究指定校一〇校のほか、四十八年度からは高等学校についても研究指定校を設ける予定である。

四 芸術・文化交流その他

文化協定締結国（現在仏、英、独、伊等一三か国）との文化交流の具体案は、それぞれの国との混合委員会の会議等を通じて相手国と折衝されているが、その内容は、留学生、学者研究者の交換から語学教育や芸術文化交流にまで及んでいる。

芸術文化交流の促進については、芸術在外研修（約五千八百万円）、芸術文化指導者等派遣（約八百万円）、芸術関係団体の国際交流事業費補助（約一億六千三百万円）、文化人招致等（約五千七百万円）、東アジア著作権セミナー開催（約九百万円）アジア地域文化政策担当大臣会議参加費（約七百万円）、海外駐在員の増設（一名）が昭和四十八年度予算に計上されている。

また、外国人に対する日本語教育の振興のために、日本語教育推進対策費、日本語教育研究開発の促進、日本語教育視聴覚教材の普及、研修会の充実等に要する経費として総額約一千四百万円が計上されている。

（長官官房国際文化課長 角井 宏）



情報化社会と生涯教育	斎藤 正
〔座談会〕	
情報化社会における学校教育の課題と展望	
（出席者） 木原 健太郎・河野 重男・井上 毅	
班目 文雄・（司会）奥田 真丈	
これからの社会と人間形成の問題	香山 健一
青少年の意識と生活	本家 正夫
情報メディアの発達と教育革新	重松 鷹泰
——その限界と問題点——	
〔解説〕	
アメリカにおける新カリキュラム	井上 弘
——教材の精選と構造化——	
情報化社会における生涯教育	坂本 稔
——経済審議会教育・文化専門委員会報告——	

◇昭和四十八年度予算は、四月十一日の参議院本会議で可決され、成立しました。

昭和四十八年度の文部省所管予算の総額は、一兆五千五百一十七億七千万円で昭和四十七年度予算と比べると、二千五百十七億四千三百三十万円の増額となり、その増加率は二〇・一％の伸びとなっております。内容も前年度に引き続き教育改革の第二次次として、中教審答申の趣旨に沿って、幼児教育から大学教育に至る教育改革の推進を図り、教育・学術・文化の各分野にわたり施策がいつそう充実、拡充され、昭和四十八年度における文教施策の進展が大きいに期待されます。

◇本号は昭和四十八年度文教行政の展望を特集しました。初めに、文教施策の展望を官房長にその特色と重点施策について述べていただきました。次いで、初等中等教育の充実のうち、教育職員給与の抜本的改善、研修拡充のための代替教員の確保、教員等の海外派遣の大幅増員をはじめとして、各局の主要施策について、それぞれ担当の方々に解説していただきました。

MEJ 5151 月刊 「文部時報」 4月号 第1151号

著作権
所 有

文 部 省

昭和48年4月5日 印刷
昭和48年4月10日 発行

発行所 株式会社 帝国地方行政学会
本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号
(郵便番号 104)
(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地
(郵便番号 162)
電話 東京 (268) 2141 (代表)
振替口座 東京 161 番
印刷所 株式会社 行政学会印刷所

定価 100円 (千20円)
年間購読料 1200円 (千共)
* ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます
* なお、購読の申し込みは、直接営業所またはもよりの書店にお願いします